

【シンガポール】知的財産権(紛争解決)改正法の成立及び施行について

2019年9月27日
ジェトロ・バンコク事務所

知的財産権の紛争解決システムの見直し等を目的とする知的財産権（紛争解決）改正法（”The Intellectual Property (Dispute Resolution) Act 2019 (No.23 of 2019)”）が、議会及び大統領の承認を経て成立し、2019年9月13日付で施行された。同法における主な改正内容は以下のとおりである（2019年度報告書 No.9と同様）。

- ① 特許公開後付与前における特許性に関する第三者情報提供制度の新設（特許法32条の新設）。
- ② 特許付与後の再審査請求制度の新設（復活）（特許法第38A条の新設（復活））。
- ③ 特許侵害手続きに関するシンガポール知的財産庁の管轄権を削除（高等裁判所にのみ管轄権を認める）。
- ④ 特許付与前及び付与後の紛争（特許法第20条及び第47条）について、シンガポール知的財産庁は、当該紛争が高等裁判所で審理した方が便宜的であると判断した場合に、より柔軟に当該紛争について審理することを拒絶できるようにする。
- ⑤ 著作権の紛争について、シンガポール高等裁判所に管轄権がある旨を明記する。

URL 等

<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/23-2019/Published/20190911?DocDate=20190911#legis>

本内容は、日本貿易振興機構が2019年9月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。